

現地調査結果報告（ドイツ）

第6回 犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会
（調査結果及び以前の報告との異同を中心として）

平成24年5月14日（火）
滝沢誠（専修大学法科大学院）

訪問機関

1. 連邦労働社会省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales）
2. ラインラント地方連合（Landschaftsverband Rheinland (LVR)）
3. 白い環（Weißer Ring）

1. 理念

- ・犯罪被害者補償法（以下、「OEG法」とする）¹
 - ・国家が犯罪を防止することができなかったことから、被害者に対して補償を行う
- ・被害者補償制度は、刑法、死刑制度（1949年に廃止。ボン基本法102条）とは無関係
 - ・戦争犠牲者への支給に関する法律（以下、「BVG法」とする）²の規定の準用
 - ・OEG法の成立した1976年時点で、30万人ほどの戦争犠牲者に対する補償を行っていたBVG法の規定を準用するかたちとなったが、2012年現在では、戦争犠牲者が25万人に減少しているため、連邦政府内部で、被害者補償制度を分離させるかどうかの検討が行われている

2 財源

- ・税による一般財源
- ・連邦及び州の負担

3 支給対象

（ア）不支給事由・減額事由

- ・補償の裁定・不服申立ては州の援護庁に行い、社会裁判所における司法審査の途
- ・申請は書面で行い、暴力犯罪の被害を受けそれにより健康被害及び経済的被害を受けたことが証明される必要がある（OEG法1条1項・10項）
- ・被害者の捜査機関への届出義務（OEG法2条2項）に反して、実務においては、未成年者、性犯罪（とりわけ家族内における場合）には、補償が行われることもある
- ・補償金の支払いは、暴力犯罪により被害を受けたことが証明できれば足り、犯人

¹ Gesetz über die Entschädigung für Opfer von Gewalttaten (Opferentschädigungsgesetz - OEG) vom 11. Mai 1976, BGBl. I, S. 1181.

² Gesetz über die Versorgung der Opfer des Kriegs (Bundesversorgungsgesetz -BVG) vom 22. Januar 1982, BGBl. I, S. 21.

が逮捕されたり、有罪判決を言い渡される必要はない

(イ) 被害者・加害者に一定の親族関係がある場合の不支給事由

- ・被害者・加害者に親族関係がある場合にも支給されることになった

(ウ) 国外犯

- ・2009年のOEG法3条aの規定の盛り込みにおけるOEG法の理念との矛盾
- ・外国における暴力犯罪であっても国内におけるものと同様であり、その被害の影響は国内において一生続くことの不合理さ

(エ) 遡及効の有無

- ・1949年5月23日(ドイツ連邦共和国の成立)以降の暴力犯罪に遡及適用される(OEG法10条a第1項)
 - ・但し、実際には、暴力犯罪の証明が困難なケースが多数(従って、申請却下の理由、犯罪被害を証明できないことによるとされる)

4 支給額算定方法

(ア) 年金の形式での被害者補償

- ・OEG法に基づく年金としての補償
 - ①基礎年金(Grundrente)(OEG法31条):収入とは関係なく支払われる
 - ②調整年金(Ausgleichsrente)(OEG法32条):金銭的な困窮と稼得能力低下50%以上
 - ③職業損失補償(Berufsschadenausgleich)(OEG法29条以下)
 - ・これらの年金額はBVG法に規定されているが、毎年改定されている³
- ・年金の申請手続について
 - ・被害者自身による暴力犯罪を受けたことの証明の困難さ
 - ・実務においては、例えば、ラインラント地方連合では柔軟に対応している
- ・稼得能力の喪失の程度等の判断について
 - ・医師の診断により稼得能力の低下の判断がパーセンテージで評価される
 - ・実務では、身体各部位の障害の程度を簡易に判断できる基準表がある
- ・認定手続
 - ・書面による申請に基づき、暴力犯罪の有無を審査し、医師による診断が行われる
 - ・年金の対象となるのは、稼得能力低下30%以上の場合(全申請の10%ほど)
- ・元の所得と稼得能力、支払われる年金額、支給期間との関係について
 - ・年金の支払いは、被害者の死亡まで
 - ・時間の経過により稼得能力が次第に低下していく場合には、その都度、判断され、実態と見合う補償がなされる長所がある
 - ・但し、被害者の中には、年金の受給により健康状態を改善しない場合もありうるということである

³ Siebente Verordnung zur Anpassung des Bemessungsbetrages und von Geldleistungen nach dem Bundesversorgungsgesetz (Siebente KOV-Anpassungsverordnung 2011 – 17. KOV-AnpV2011), BR-Drucks. 262/11.

- ・併給調整
 - ・OEG 法と他の給付制度との併給調整はない
 - ・但し、行政機関内部、災害保険（Unfallversicherung）では、（併給）調整がある
- (イ) 年金以外の被害者補償（治療費、治療に用いられる医療品、装具、義歯、メガネなどの費用、リハビリテーション費用、心理カウンセリング費用等）について
 - ・個々の被害者に対する給付は、被害者補償全体の 30%ほどで、増加傾向にある
 - ・治療費
 - ・軽傷の場合や稼得能力の低下割合が 30%未満の場合は、医療保険のみ
 - ・心理カウンセリングの公費負担
 - ・精神的トラウマについては、5 回（さらに、10 回。ただし、15 回まで）
 - ・連邦及び州の費用負担（15 回以上受診の場合は、医療保険からの支払い）
 - ・心理カウンセリングの公費負担制度を全国的に法律化しようとする動きがある（現在のところは、ノルトライン・ヴェストファーレン州、ニーダーザクセン州、バイエルン州のみ）

5. 支給状況

(ア) 支給時期・期間

- ①基礎年金：申請に応じて支給される
- ②調整年金及び職業損害調整：リハビリテーション終了後の支給
 - ・リハビリにより健康状態が改善されることもあるため
 - ・2010 年の申請から支給までの期間は、基礎年金につき、平均 9 か月ほど（ラインラント地方連合の場合）

(イ) 犯罪被害者補償のための最近の給付総額

- ・約 21,600 万ユーロ（約 224 億 6,400 万円⁴）
 - ・うち、連邦政府は約 4,200 万ユーロ（約 43 億 6,800 万円）、州（16 州全体）は約 17,400 万ユーロ（約 180 億 9,600 万円）の費用負担
 - ・年金給付のため、負担額は毎年約 1,000 万～約 2,000 万ユーロ（約 10 億 4,000 万円から約 20 億 8,000 万円）の増加
 - ・この増加は国家の義務的経費とする

6 求償

- ・国家が犯罪の発生を防止できなかったことから、被害者が OEG 法に基づき国家から補償を受けることで、犯人に対する損害賠償請求権が国家に譲渡される
 - ・但し、OEG 法の対象ではない慰謝料については、被害者は民事訴訟を提起できる
- ・求償を実行化する方策は存在しない
- ・求償の問題点として、被害者が捜査機関に被害申告をしない場合

⁴ 平成 23 年 12 月 7 日現在の 1 ユーロ=104 円のレートで換算している。以下、同じ。

7 損害賠償金（刑事裁判及び民事裁判によるもの）の立替払い制度，損害賠償の履行を加害者に強制もしくは，その履行を担保する制度ないし方策

- ・存在しない

8 その他

- ・実務上，OEG 法による事務は各州の担当部署により行われる
 - ・犯罪被害者補償のみを担当する職員はほとんどいない
- ・被害者補償制度のさらなる拡充を目指す立法気運がある（白い環は拡充を求めている）
 - ・ストーカー，住居侵入，パワーハラスメント等の OEG 法の対象犯罪への盛り込み

海外調査（ドイツ）からの意義及び課題

1. 意義

- ・国家による年金支給に基づく長期にわたる安定的な経済的支援
- ・OEG 法の対象犯罪の国外犯への拡大，遡及適用，給付開始後の悪化への確実な対応
- ・精神的ケア（例えば，トラウマ救急）の拡充と心理カウンセリングの立法化の動き

2. 課題（ドイツの制度を前提とした場合のわが国の課題も含めて）

- ・国家の側
 - ・OEG 法及び BVG 法による被害者補償制度・運用の複雑化
 - ・年金制度によるゆえの年々の財源負担の増大
- ・被害者の側
 - ・暴力犯罪行為の証明の困難性による申請の却下の多さ
 - ・申請から支給開始までの期間の長さ